

## 広島県告示第 618 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第 4 項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成 20 年 7 月 7 日

広島県知事 藤 田 雄 山

### 1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	東京都中央区日本橋本町 1 - 6 - 1 東邦亜鉛株式会社 代表取締役社長 手島 達也
工場又は事業場の所在地及び名称	広島県豊田郡大崎上島町東野 5562-1 東邦亜鉛株式会社契島製錬所

### 2 申請の内容

62 ロ 非鉄金属製造業の用に供する電解施設 1 基を設置し、1 基の使用の方法を変更する。

(1) 特定施設の種類の、能力及び使用の方法

(その1)

種 類		62 ロ 非鉄金属製造業の用に供する電解施設 (鉛電解槽 No. 2)		
能 力 ( 1 日 当 たり )		電気鉛 40t を製造		
工 期 等	工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに		
	工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後直ちに		
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後直ちに		
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		24 時間連続 (なし)		
項 目		通 常	最 大	
使 用 の 方 法	排出される汚水等 の状態	水素イオン濃度 (単位: 水素指数)	3.2	3.2
		化学的酸素要求量	300	300
		浮遊物質 量	90	90
		鉛 含 有 量	750	750
		カドミウム含有量	0.01 以下	0.01 以下
		ひ 素 含 有 量	5	5
		亜 鉛 含 有 量	3	3
		銅 含 有 量	45	45
		ふ っ 素 含 有 量	750	750
排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m <sup>3</sup> )		0	0	
汚 水 等 の 排 出 先		循環使用		

(その2)

	変 更 前	変 更 後
--	-------	-------

種	類	62 ロ 非鉄金属製造業の用に供する電解施設（鉛電解槽 No. 1）			
工期等	工事着手予定年月日	既設		許可後直ちに	
	工事完成予定年月日			着手後直ちに	
	使用開始予定年月日			完成後直ちに	
使用の方法	項目	通常	最大	通常	最大
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位：m <sup>3</sup> )	0.8	1	0	0
	汚水等の排出先	循環水処理工程		循環使用	

(2) 汚水等の処理の方法

変更なし

(3) 排出水の汚染状態

変更なし

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成20年7月7日から平成20年7月28日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境部環境保全課及び広島県東広島地域事務所厚生環境局環境管理課並びに大崎上島町保健衛生課